

令和 7 年 8 月 22 日

報道関係 各位

田辺市市民部収納課
課長 中川 卓哉

差押不動産の公売について

滞納市税等を徴収するために差押えた不動産を下記のとおり公売します。

1. 公売財産

1 所 在 田辺市たきない町
地 番 2971 番 102
地 目 宅地
地 積 244.85 m²

2 (主である建物の表示)

所 在 田辺市たきない町
地 番 2971 番 102
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床面積 1 階 86.71 m²
2 階 75.24 m²

(附属建物)

符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
床面積 18.22 m²

公売保証金 400,000 円 見積価額 3,816,000 円

2. 公売年月日 令和 7 年 11 月 12 日（水）
 公売場所 田辺市役所 2 階 大会議室
 公売保証金納付日時 令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 1 時 15 分～午後 1 時 50 分
 入札日時 令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時
 公売方法 期日入札
 売却決定 令和 7 年 12 月 3 日（水）午前 9 時 00 分
 売却決定場所 田辺市役所 市民部収納課
 代金納付期限 令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 1 時 30 分

3. 必要書類等

- ① 公売保証金（400,000 円）
- ② 印鑑（認印可）
- ③ 収入印紙（200 円）（営利法人又は個人事業者の場合）
- ④ 本人確認証等（運転免許証等）
- ⑤ 委任状（代理人が入札する場合）
- ⑥ 共同入札代表者の届出書（共同で入札する場合）
- ⑦ 陳述書

入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する書類の提出が必要です。

- ⑧ 資格証(写し)

宅地建物取引業者又は債権回収業の営業許可を受けている方は、その免許証又は許可証の写し（有効期限内のもの）

詳しくは、別添「不動産公売のご案内」をご参照ください。

※お問い合わせ先

公売への参加方法・手続について

平日 午前 8：30～午後 5：15

田辺市市民部収納課 担当：岡崎・坂本

内線 2 8 5 5

TEL 0 7 3 9－2 6－9 9 2 2 （直通）

FAX 0 7 3 9－2 3－1 9 4 1

不動産公売のご案内

公 売 日	令和7年 11 月 12 日（水）
開 場	午後0時 45 分から
公 売 の 場 所	田辺市役所 2階 大会議室

田辺市市民部収納課

目 次

1	公売の概要	1
2	公売参加の手引	5
3	記入例	10
4	公売財産の明細	23

1 公売の概要

(1) 公売期日及び会場

令和 7 年 11 月 12 日 (水) 開場午後 0 時 45 分

田辺市役所 2 階 大会議室

午後 1 時 00 分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行いますので、説明を聞いた上で入札してください。

(2) 公売財産

1 所 在 田辺市たきない町

地 番 2971 番 102

地 目 宅地

地 積 244.85 m²

2 (主である建物の表示)

所 在 田辺市たきない町 2971 番地 102

家屋番号 2971 番 102

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 86.71 m²

2 階 75.24 m²

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類 車庫

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 18.22 m²

※国税徴収法第 89 条第 3 項の規定による一括公売

(3) 公売方法

期日入札

(4) 公売保証金納付時間

公売期日の午後 1 時 15 分から午後 1 時 50 分まで

(5) 入札時間

公売期日の午後 1 時 30 分から午後 2 時 00 分まで

(6) 開札時刻

公売期日の午後 2 時 00 分

(7) 売却決定日時及び場所

日時 令和 7 年 12 月 3 日 (水) 午前 9 時 00 分

場所 田辺市役所 市民部収納課

(8) 代金納付期限

日時 令和 7 年 12 月 3 日 (水) 午後 1 時 30 分

(9) 入札時の携行品等

公 売 保 証 金 (400,000 円)	現金又は小切手(銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの)
印鑑	入札者が個人の場合は個人の印鑑 入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印 代理人が入札する場合は代理人の印鑑
収入印紙(200 円)	公売保証金の返還を受ける方が、営利法人又は個人営業者(営業に関しない場合は除く。)の場合に必要な
本人確認証等	入札にお越しになる方(代理人の際は代理人)の運転免許証等の顔写真付き証明証。 法人の場合は商業登記簿謄本も併せてお持ちください。 確認のために証明証等を呈示又は提出いただくことがあります。
委任状 P11 参照	代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等の当該法人の代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも委任状が必要です。
共同入札代表者の届出書 P12 参照	共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。また、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状も必要となります。
陳述書 P13 参照	入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する書類の提出が必要です。 また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札される場合は、入札を指示した者も、暴力団員等でないことを併せて陳述する必要があります。 入札参加者等が個人か法人によって陳述書の様式が異なります。 法人の場合は、商業登記簿謄本を呈示又は提出いただきます。
資格証(写し)	宅地建物取引業者又は債権回収業の営業許可を受けている方は、その免許証又は許可証の写し(有効期限内のもの)を陳述書と併せて提出してください。

(10) 注意事項

- ① 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上、入札してください。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

また、執行機関は、公売財産の引渡義務は負わないため、占有者又は使用者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

- ② 「公売公告」及び「公売広報」に掲載されている公売財産については、滞納金額の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前にご確認ください。
- ③ 公売財産に係る滞納金額の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。
- ④ 公売参加資格・入札方法については、「2 公売参加の手引」(P5～)及び「3 記入例」(P10～)をご覧ください。
- ⑤ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認の上、入札してください。

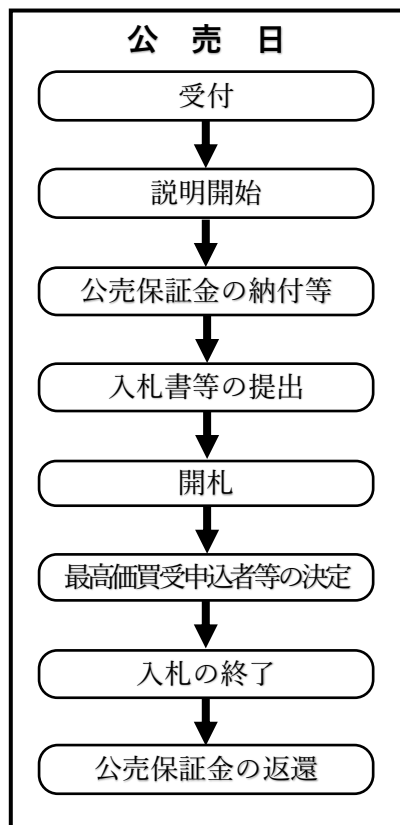
なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※お問い合わせ先
公売への参加方法・手続について
平日 午前 8：30～午後 5：15
田辺市市民部収納課 「不動産公売担当」
電話 0739-26-9922 (直通)

公売の流れ（概要）

公売公告兼 見積価額公告



売却決定 (買受代金納付期限)



約 1～2 週間

権利移転

1 公売の日まで

- 公売広報等により公売条件等（日時、方法、財産情報の詳細、その他留意事項等）を確認してください。
- 買受を希望する財産について、関係公簿等や現況確認等により必要な情報の収集を行ってください。
- 公売保証金を準備してください。

2 公売日

- 受付 午後 0 時 45 分～
- 説明開始 午後 1 時～
担当職員が公売について説明します。
- 公売保証金の納付等 午後 1 時 15 分～1 時 50 分
必要書類（陳述書・委任状等）を提出してください。
公売保証金を納付し、入札書を受取ります。
- 入札 午後 1 時 30 分～2 時 00 分
入札書に住所、氏名、入札額を記入し、封印し、
時間内に入札箱へ投函してください。
- 開札 午後 2 時 00 分～
最高価申込者・次順位買受申込者を決定します。
- 公売保証金の返還
最高価申込者等以外に公売保証金を返還します。

3 売却決定

- 令和 7 年 12 月 3 日（水）午前 9 時に売却決定します。
- 同日午後 1 時 30 分までに買受代金の全額を納付する必要があります。

4 権利移転

- 登記に必要な書類、費用（郵送料、登録免許税等）などについては、落札者の負担になります。
- 所有権移転登記については、田辺市が行いますが、現実の引き渡し義務は負いません。

2 公売参加の手引

(1) 公売参加資格

- ① 原則として、公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。
ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売に参加できません。
 - ア 滞納者等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
 - イ 公売への参加等を妨害した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適性化のための措置）の規定に該当する者
 - ウ 暴力団員等に該当する者（暴力団員に該当する者又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。）
- ② 代理人が入札する場合は、代理権限を有する「委任状」（P11 参照）を提出してください。なお、法人の従業員等の当該法人の代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも「委任状」が必要です。
- ③ 代理人による入札の注意事項
 - ア 代理人に国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及びその代理人は同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間田辺市の実施する公売に参加できません。
 - イ 国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を代理人とした方は、同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間田辺市の実施する公売に参加できません。
 - ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。
- ④ 共同で入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状及び共同入札者全員の住所（所在）及び氏名（名称）並びに各共有者の持分を記入した「共同入札代表者の届出書」（P12 参照）を提出してください。

(2) 陳述書

- ① 不動産公売における暴力団員等の買い受けを防止するため、入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する必要があります。
また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札をされる場合は、入札を指示した者も暴力団員等でないことを併せて陳述する必要があります。
- ② 「陳述書」（P13 参照）には、個人にあっては住民登録上の住所、氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地、名称を記入してください。
なお、「陳述書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないで、書き損じた場合は、新たな「陳述書」を作成してください。
- ③ 法人が入札される場合、「陳述書（法人用）」（P14 参照）の他、「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」（P15 参照）及び法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

- ④ 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合には、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを添付してください。

ア 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者

都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等

イ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者

法務省が発行する許可証等

- ⑤ 「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記入に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記入の上、提出してください。

- ⑥ 共同して入札する場合、入札者全員の「陳述書」を提出してください。

- ⑦ 自己の計算において入札の申込みをさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」（P16 参照）を提出してください。

また、自己の計算において入札させようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」（P18 参照）及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

- ⑧ 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

（3）公売保証金

- ① 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

- ② 公売保証金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）で、公売当日に会場で納付してください。

（4）入札

- ① 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所、氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地、名称を記入してください。（P19～参照）

- ② 共同入札の場合は、共同入札書にも必要事項を記入してください。（P21、22 参照）

- ③ 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けてください。

- ④ 入札書へ誤って記載した場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。

- ⑤ 入札書（共同の場合は入札書と共同入札書）は、入札用封筒に入れ、のり付けをし、入札者の方の印鑑で押印（封緘）してください。

- ⑥ 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、一度提出した入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。

（5）開札

係員が入札者の面前で開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。

(6) 最高価申込者の決定

① 原則として、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。

② 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。

また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。

また、くじを引かない者がいるときは、公売事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

さらにこれらの者は国税徴収法第108条の規定により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。

(7) 次順位買受申込者の決定

① 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。

② 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り）で入札した者から次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。

なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。

③ 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合（(11) 買受申込みの取消しの項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（(14) 売却決定の取消し等の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。

(8) 再度入札

入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。

(9) 公売保証金の返還と市への帰属

① 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。

なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金還付領収書に収入印紙（200円）を貼付する必要があります。

② 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定しないことが確定した後）に返還します。

③ 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。

④ 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る徴収金に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。

(10) 警察への調査の嘱託

最高価申込者等の決定後、和歌山県警察に対し、以下の者が暴力団員等に該当するかどうかの調査の嘱託を行います。なお、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを添付している者については、調査の嘱託は行いません。

① 最高価申込者

② 次順位買受申込者

③ 「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載されている者

④ 上記①から③までの者が法人である場合は、その役員に該当する者

(11) 買受申込みの取消し

公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第 19 条の 7 参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

(12) 売却決定

令和 7 年 12 月 3 日（水）午前 9 時に、最高価申込者に対して、入札価額をもって売却決定を行います。

なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（（7）次順位買受申込者の決定の項③参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第 113 条第 2 項各号に掲げる日に行います。

ただし、売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

(13) 買受代金の納付

売却決定後、令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 1 時 30 分までに買受人は、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合は、充当後の残額）現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）で納付してください。

(14) 売却決定の取消し等

① 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為等があった場合（国税徴収法第 108 条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。

② 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。

- ③ 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る徴収金の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。
- ⑤ 最高価申込者等が暴力団員等に該当すると認められ、その決定を取り消した場合、その者の納付した公売保証金は返還します。

(15) 権利移転の時期等

- ① 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。
- ② 公売財産に係る危険負担は、①の時点をもって買受人に移転します。
従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。
- ③ 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。
- ④ 田辺市は公売財産の引渡し義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行ってください。
なお、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。田辺市は関与しません。

(16) 権利移転手続

公売財産の所有権移転登記は、田辺市が行います。

買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。

- ① 住所証明書（住民票又は法人登記簿若しくは資格証明証）
- ② 固定資産評価証明手数料（200 円）
- ③ 登録免許税相当額の領収証書
- ④ 登記関係書類の郵送に要する郵送料
- ⑤ 登記識別情報の通知に関する確認書

3 記入例

(1) 委任状	1 1
(2) 共同入札代表者の届出書	1 2
(3) 陳述書	
① 入札者が個人の場合	1 3
② 入札者が法人の場合	1 4
(4) 陳述書別紙（資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合）	
① 入札を指示した者が個人の場合	1 6
② 入札を指示した者が法人の場合	1 7
(5) 入札書	
① 本人が入札する場合	1 9
② 代理人が入札する場合	2 0
③ 共同入札代表者が入札する場合	2 1

法人が入札する場合で、当該法人の代表権限を有しない社員（従業員等）が入札書を提出する場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

委 任 状

委任した年月日を記載してください。

令和 7 年●●月●●日

田辺市長 宛て

（委任者） 住 所 田辺市東山一丁目〇番地

氏 名 田辺 太郎

電 話 090 (●●) ●●●●

私は、下記の者を代理人と定

個人の場合は住民票上の住所・氏名を、
法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称を、記載してくだ
さい。

委任事項

電話番号は、昼間、連絡の取れる番号を記載してください。

公売財産の名称等	
売却区分番号	公 売 財 産 の 表 示
田辺市 7 - 1	1 所 在 田辺市たきない町
	地 番 2971 番 102
	地 目 宅地
	地 積 244.85 m ²
	2 (主である建物の表示)
	所 在 田辺市たきない町 2971 番地 102
	家屋番号 2971 番 102
	種 類 居宅
	構 造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	床 面 積 1 階 86.71 m ²
	2 階 75.24 m ²
	(附属建物の表示)
	符 号 1
	種 類 車庫
	構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床 面 積 18.22 m ²
	※国税徴収法第 89 条第 3 項の規定による一括公売

- 1 令和 7 年 11 月 12 日
- 2 公売保証金の納付及
- 3 入札等に関する一切
- 4 上記 1、2 及び 3 に

本人（委任者）に代わり、入札を行う代理人の住所・氏名を
記載してください。
住民票上の住所、氏名を記載してください。
電話番号は、昼間、連絡の取れる番号を記載してください。

（受任者） 住 所 田辺市朝日ヶ丘〇番〇号

氏 名 田辺 次郎

電 話 080 (●●) ●●●●

共同入札代表者の届出書

令和 7 年 月 日

田辺市長 宛て

入札書を提出する年月日を記載してください。

共同入札 代 表 者	住所（所在地）	氏名（名称）
	田辺市東山一丁目〇番地	田辺 太郎

個人の場合は住民票上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称を記載してください。代金（共同入札者全員の代金）の領収証書のあて名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

共同入札者全員について記載してください。	氏名(名称)	持分
田辺市新屋敷町〇番地	田辺 太郎	1 / 2
田辺市朝日ヶ丘〇番〇号	田辺 次郎	1 / 2
個人の場合は住民票上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称を記載してください。		共同入札者間の持ち分を記載してください。

公売財産の名称等	
売却区分番号	公 売 財 産 の 表 示
田辺市 7 - 1	1 所 在 田辺市たきない町
	地 番 2971 番 102
	地 目 宅地
	地 積 244.85 m ²
	2 （主である建物の表示）
	所 在 田辺市たきない町 2971 番地 102
	家屋番号 2971 番 102
	種 類 居宅
	構 造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	床 面 積 1 階 86.71 m ²
	2 階 75.24 m ²
	（附属建物の表示）
	符 号 1
	種 類 車庫
	構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床 面 積 18.22 m ²
	※国税徴収法第 89 条第 3 項の規定による一括公売

【記載例】入札者（買受申込者）が個人の場合

陳述書（個人用）					
田辺市長 宛て		暴力団員等ではないことの陳述			
※内容を確認し、目にチェックを入れてください。					
☒ 私は、暴力団員等ではありません。 ※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。					
☒ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ※該当する場合「資金を提供するなどして入札を指示した者が暴力団員等ではない」ことの陳述					
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者の「資金を提供するなどして入札を指示した者」がいない場合はチェック不要					
売却区分番号		田辺市7-1	陳述書作成日		令和7年●●月●●日
入札者 (買受申込者)	住所	〒●●●-●●●● 田辺市東山一丁目○番地			
	(フリガナ)	タナベ タロウ			
	氏名	田辺 太郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	●●年 ●●月 ●●日	性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもとに入札をされる場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

【記載例】入札者（買受申込者）が法人の場合 1

陳述書（法人用）

田辺 暴力団員等ではないことの陳述

陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。

※内容を精査し、□にチェックを入れてください。

☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☒ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者

ではありません。「資金を提供するなどして入札を指示した者がいない」又は「資金を提供するなどして入札を指示した者が暴力団員等ではない」ことの陳述

※該当する場合

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は「資金を提供するなどして入札を指示した者」がいない場合はチェック不要

売却区分番号	田辺市7-1	陳述書作成日	令和7年●●月●●日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒●●●-●●●● 田辺市東山一丁目の番地	
	(フリガナ)	電話番号 ●●●● (●●)	
	法人名称	カブシキガイシャタナベ	
	代表者氏名	株式会社田辺	
	役員	田辺 太郎	
	役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

所在地・名称（フリガナ）については、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおりに記載してください。

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算に他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもとに入札をされる場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項を併せて提出してください。」

【記載例】入札者（買受申込者）が法人の場合 2

【陳述書（法人用）別紙】

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を併せて提出してください。

入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市東山一丁目〇番地			
	(フリガナ)	タナベ タロウ			
	氏 名	田辺 太郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ●●年 ●●月 ●●日 ☒ 昭和 ☐ 令和	性別	☒ 男性 ☐ 女性	
2	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市朝日一丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	タナベ ハナコ			
	氏 名	田辺 花子			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ●●年 ●●月 ●●日 ☒ 昭和 ☐ 令和	性別	☒ 男性 ☐ 女性	
3	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市高雄一丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	タナベ ハナコ			
	氏 名	田辺 花子			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ●●年 ●●月 ●●日 ☒ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☒ 女性	
4	住 所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
5	住 所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	

【注意事項】

- 1 入札者（買受申込者）が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

【記載例】資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合（個人）

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☒ 個人	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市東山一丁目				住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別については、それらを証明する文書（住民票等）のとおりに記載してください。
	(フリガナ)	タナベ タロウ				
	氏 名	田辺 太郎				
	日 月 年	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	●●年 ●●月 ●●日	性別	☒ 男性 ☐ 女性	
「資金を提供するなどして入札を指示した者」が個人の場合、チェックを入れてください。						
☐ 法人	(フリガナ)					
	法人名称					
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおりに				

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 5 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

【記載例】資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合（法人）

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」を作成し、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」と併せて提出してください。

□個人	住 所	〒 —				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日	性別
☑法人	住 所	〒 ●●●●-●●●●				
	(フリガナ)	カブシキガイシャタナベ				
	法人名称	株式会社田辺				
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり				

所在地・名称（フリガナ）については、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおりに記載してください。

【「資金を提供するなどして入札を指示した者」が法人の場合、チェックを入れてください。

1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。

提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。

3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

5 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

【陳述書（法人用）別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を併せて提出してください。

1	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市東山一丁目〇番地			
	(フリガナ)	タナベ タロウ			
	氏 名	田辺 太郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	●●年 ●●月 ●●日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市東山一丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	タナベ ハナコ			
	氏 名	田辺 花子			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	●●年 ●●月 ●●日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 ●●●-●●●● 田辺市高雄一丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	タナベ ハナコ			
	氏 名	田辺 花子			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	●●年 ●●月 ●●日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
4	住 所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

入札書

令和7年●●月●●日

田辺市長 宛て

住民票上の住所・氏名を記載してください。

入札者	住 所 (所在地)	田辺市東山一丁目〇番地
	フリガナ	タナベ タロウ
	氏 名 (名称)	田辺 太郎
代理人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

次のとおり入札します。

売却区分番号	入 札 価 額								
田辺市 7 - 1	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0

売 財 産 の 表 示

- 1 所在地 田辺市
アラビア数字で明確に記載してください。
入札金額の頭部には、「金」又は「¥」を記載してください。
- 2 (主である建物の表示)
所 在 田辺市たきない町 2971 番地 102
家屋番号 2971 番 102
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 86.71 m²
2 階 75.24 m²
(附属建物の表示)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 18.22 m²
※国税徴収法第89条第3項の規定による一括公売

(注意事項)

1. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
2. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
5. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
6. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
7. 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

入札書

令和7年●●月●●日

田辺市長 宛て

個人の場合は住民票上の住所・氏名を、
法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称を記載してください。

入札者	住 所 (所在地)	田辺市東山一丁目〇番地
	フリガナ	カブシキガイシャタナベ
	氏 名 (名称)	株式会社田辺
代理人	住 所	田辺市朝日ヶ丘〇番〇号
	フリガナ	タナベ ジロウ
	氏 名	田辺 次郎

次のとおり入札します。 代理人の住民票上の住所・氏名を記載してください。

売却区分番号	入 札 価 額								
田辺市 7 - 1	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0

売 財 産 の 表 示

- 所在地 田辺市
アラビア数字で明確に記載してください。
入札金額の頭部には、「金」又は「¥」を記載してください。
- (主である建物の表示)
所 在 田辺市たきない町 2971 番地 102
家屋番号 2971 番 102
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 86.71 m²
2 階 75.24 m²
(附属建物の表示)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 18.22 m²
※国税徴収法第89条第3項の規定による一括公売

(注意事項)

1. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
2. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
5. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
6. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
7. 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

入札書

令和7年●●月●●日

田辺市長 宛て

共同代表入札者の住民票上の住所・氏名を記載してください。

入札者	住 所 (所在地)	田辺市東山一丁目〇番地
	フリガナ	タナベ タロウ
	氏 名 (名称)	田辺 太郎
代理人	住 所	田辺市朝日ヶ丘〇番〇号
	フリガナ	タナベ ジロウ
	氏 名	田辺 次郎

次のとおり入札します。

共同入札代表者以外の代理人が入札する場合、
代理人の住民票上の住所・氏名を記載してください。

売却区分番号	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
田辺市7-1	¥	1	0	0	0	0	0	0	0

売却財産の表示

- 所在地 田辺市
アラビア数字で明確に記載してください。
入札金額の頭部には、「金」又は「¥」を記載してください
- (主である建物の表示)
所 在 田辺市たきない町 2971 番地 102
家屋番号 2971 番 102
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 86.71 m²
2 階 75.24 m²
(附属建物の表示)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 18.22 m²

※国税徴収法第89条第3項の規定による一括公売

(注意事項)

1. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
2. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
5. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
6. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。
7. 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

入 札 書（入札書別紙）

令和 7 年●●月●●日

田辺市長 宛て

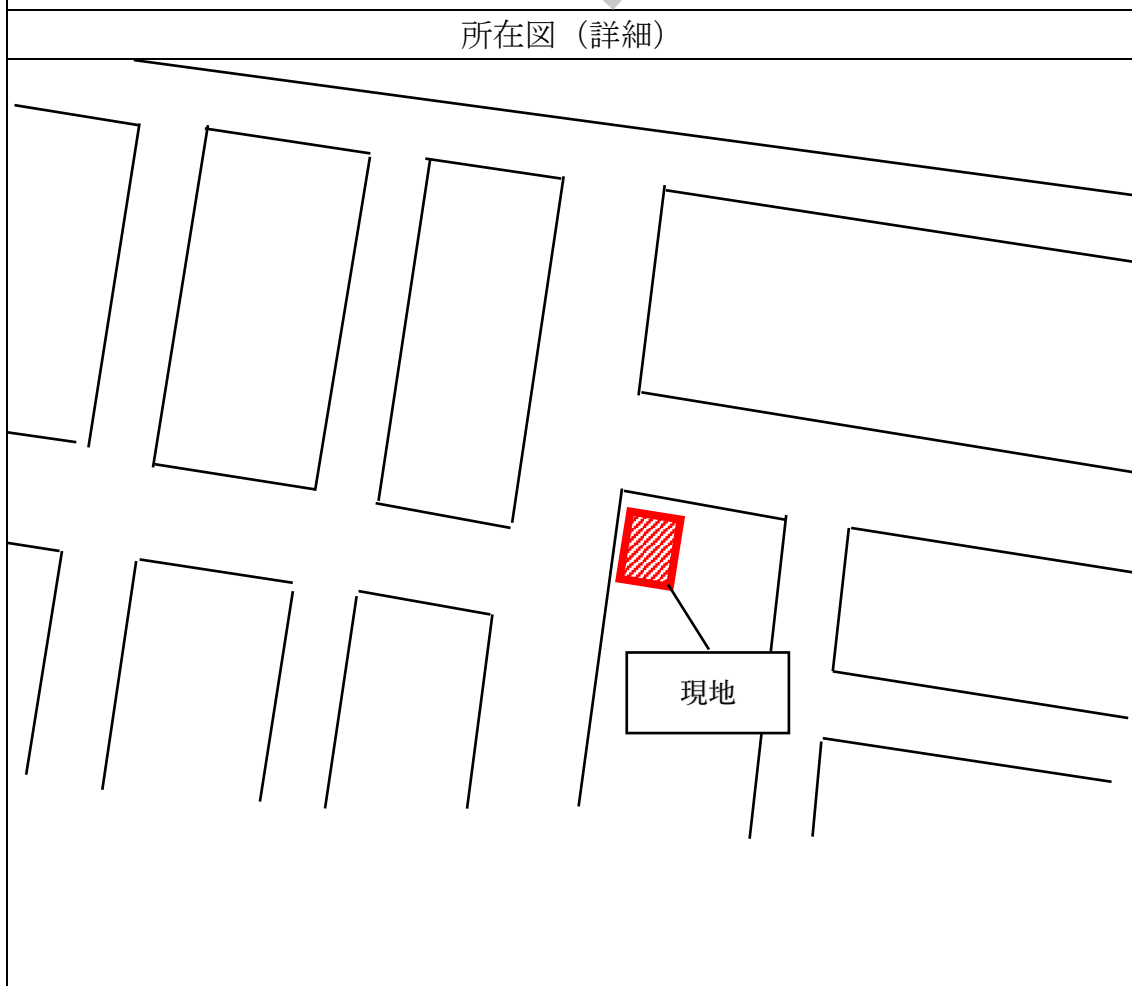
	住所(所在)	氏名(名称)	持分
代表者	田辺市新屋敷町〇番地	田辺 太郎	1 / 2
共同入札者	田辺市朝日ヶ丘〇番〇号	田辺 次郎	1 / 2
共同入札者	個人の場合は住民票上の住所・氏名を、 法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称を記載してください。		共同入札者間の 持分を記載して ください。
共同入札者			
共同入札者			
共同入札者			
共同入札者			

- 1 入札を行う場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 2 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者から委任を受けた委任状を提出してください。
- 4 また、同一の公売財産に対し 2 枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
なお、共同入札者のいずれかが、単独又は共同（他の第三者との共同）を問わず、同一の公売財産に対し別の入札書を提出した場合も、同様の取扱いとなります。

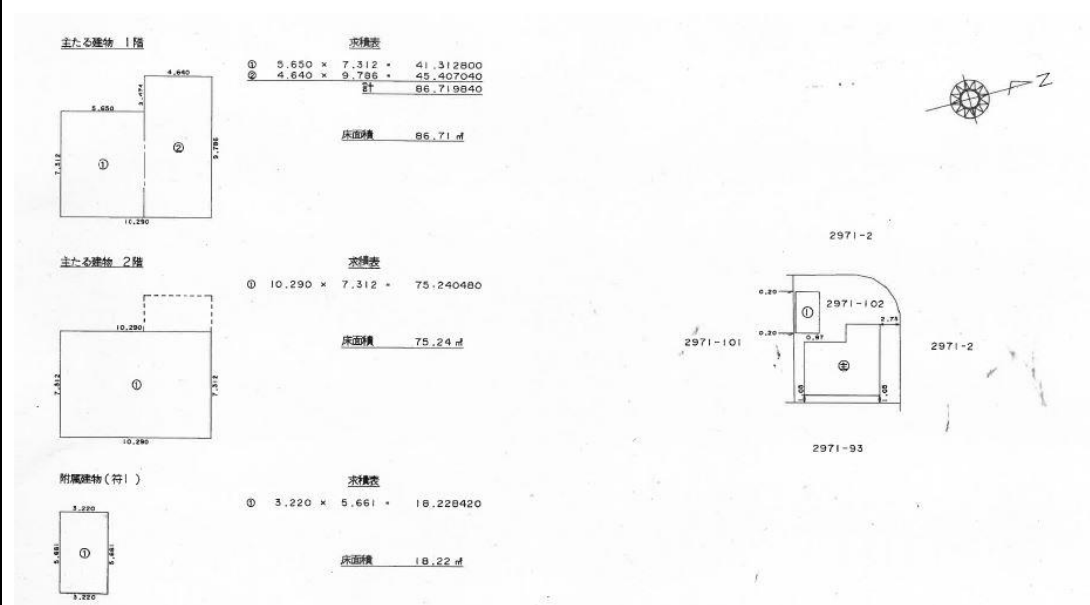
4 公売財産の明細

売却区分番号	田辺市 7-1	公売保証金	400,000 円
		見積価額	3,816,000 円
公売財産の表示	1 所在 田辺市たきない町 地番 2971 番 102 地目 宅地 地積 244.85 m² 2 (主たる建物の表示) 所在 田辺市たきない町 2971 番地 102 家屋番号 2971 番 102 種類 居宅 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 床面積 1 階 86.71 m² 2 階 75.24 m² (附属建物の表示) 符号 1 種類 車庫 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 床面積 18.22 m² 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	対象不動産の近隣地域は、たきない町のやや北部に位置している住宅地です。 対象不動産は J R 西日本・紀勢本線「紀伊田辺駅」の南東方約 4.5 km (道路距離) に位置する。間口約 14m 奥行 18m 面積 244.85 m² のほぼ長方形の角地となっています。 西側で幅員約 6 m の舗装市道 たきない町 6 号線、北側に幅員約 6 m の舗装市道 たきない町 8 号線に接面しており、両市道とも高低差はかなり大きいです。 ○供給処理施設の整備状況 上水道：有 都市ガス：無 公共下水道：無 ○津波について 和歌山県ホームページの南海トラフの巨大地震による津波浸水想定図では、浸水域に入っていません。 ○埋蔵文化財の有無及びその状態 教育委員会備付の地図で確認したが、周囲の埋蔵文化財包蔵地ではありません。 ○土壌汚染の有無及びその状態 平成 4 年の住宅地図によると以前は山林等であったと推定され、その後造成され、現在に至っています。また対象不動産及びその周辺に土壌汚染が懸念される施設はありません。従って土壌汚染の有無について異常な事項はなく、土壌汚染の可能性は低いと思われます。		

	○公法上の規制に関する事項 非線引都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 宅地造成等規制法の工事規制区域 景観計画区域 和歌山県屋外広告物条例 ○使用状況等 建物は平成 10 年 1 月 22 日新築（登記による）。 物件所有者が住居しています。 内壁にてクロスの剥がれが散見されており、ペットが飼育されています。 1 階キッチンの床がかなり傷んでいると住居者から聴取しました。 住居占有者の動産が多数存在しています。 西側市道からの階段付近に掘込式の駐車場（附属建物符号 1）が在しています。 ○公売財産は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。
注 意 事 項	公売財産の面積等は、公簿表示によるものです。 現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 公売財産について、あらかじめその現況、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容を確認してください。 なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。 公売財産に隠れた瑕疵があっても、田辺市に担保責任は負いません。 土壤汚染や地中埋設物などに関する専門的な調査は行っていません。 公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。 田辺市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。 田辺市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。 公売を中止する場合がありますので、入札前にご確認ください。



建 物 平 面 図



※間取りの概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。

現 況 写 真



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。